

浦 監 第 216 号
令和 5 年 9 月 1 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 宝 新

浦安市職員措置請求に基づく監査の結果の公表について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 7 月 3 日に提出された浦安市職員措置請求について同条第 4 項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表します。

浦安市職員措置請求に係る監査の結果

第1 請求人

浦安市職員措置請求の請求人は、次のとおりである。

住所・氏名 省略

第2 請求の受理

令和5年7月3日、浦安市監査委員に対し、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づき浦安市職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)が提出され、令和5年7月11日付けで本措置請求書を受理した。
なお、受理後の令和5年7月24日に請求人より、措置請求書及び事実証明書の一部について、以下のとおり補正の申し出があった。

・浦安市職員措置請求書

第一 浦安市長内田悦嗣に関する措置請求の要旨

(2) 支出命令書 HN332200994 起票日 2023. 2. 24。 支払日 2023. 4. 14。
支払額 16, 390, 000 円』

と記載のある起票日について、「起票日 2023. 3. 24。」への補正の申し出があった。

支出命令書の起票日は令和5年3月22日(2023. 3. 22)が正しい。

申し出のあった事項については、請求時の要件審査の範囲ではあるが、受理に影響はないことから受理日については変更なしとした。

第3 請求の要旨

1 措置を求める理由

浦安市長(以下「市長」という。)が、2022年(令和4年)5月13日に締結した「湾岸緩衝他4地区緑地植栽管理業務委託」における、「落ち葉清掃」について「一式：東野、弁天A・B緑地2回」と明記されているが、提出された作業日報では、東野緑地帯について「落ち葉清掃」と記録があるのは、令和4年11月16日、17日に行った1回分のみである。出来形数量表及び実施工程表が、作業日報と整合しておらず、1回分不履行であるにもかかわらず、「合格」とする検査調書を作成したことは、浦安市契約事務規則第35条3項の規定に違反しており違法である。

よって、「委託契約の履行を適正に管理することを怠り、検査調書を不適正に作成し、不当な公金支出を命令した事実を改めること」を市長に勧告することを請求する。

(添付書類)

事実証明・「湾岸緩衝他4地区緑地植栽管理業務委託契約書(表紙)」

2022. 5. 13

・検査調書

HN332200994(2023. 2. 24)

・支出命令書

HN332200994(起票日：2023. 3. 24 支払日：2023. 4. 14)

(正しくは起票日：令和5年3月22日)

・本委託内訳書

・委託作業日報(2022. 11. 16及び17)

・部分出来形数量表(1/2)

・出来形数量表(1/2)

・実施工程表

第4 監査の実施

1 監査対象事項

浦安市職員措置請求書に記載されている事項を証する書面並びに請求人の陳述内容から、次の事項について監査を実施した。

令和4年5月13日に締結した、「湾岸緩衝他4地区緑地植栽管理業務委託」における「東野緑地帯落ち葉清掃(一式：2回)」について、履行されていない状況にも関わらず支払われた公金の不適正な支出であるのかを監査の対象事項とした。

2 監査対象部局

都市整備部 みどり公園課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和5年7月24日に市の関係職員の立会いのもと、請求人から請求内容についての補足説明が行われた。

また、請求人から、陳述書及び新たな証拠の提出（令和5年7月20日提出）があった。

（提出された書類）

- ・本委託内訳書（P-1 及び P-14）
- ・請求人が当事者となっている住民訴訟の準備書面及び陳述書

※本件請求内容に直接関連しないものも含む

4 監査対象部局への監査

令和5年7月26日から8月7日にかけて、監査対象部局に対し、措置請求書の内容に係わる事項について、文書照会による回答の提出を求めた。

また、事情聴取を行うとともに、措置請求書の内容に係る関係書類の提出を求め、監査を行った。

第5 監査の実施内容

1 請求人の陳述

請求人の陳述の概要は、次のとおりである。

（請求人からの陳述）

東野地区の国道357号線の脇の防音壁に沿った緑地帯に、毎年、特に秋口、落ち葉の季節には大変な落ち葉の量があり、それ以外の時期マテバシイの木の落ち葉が堆積するような状況になっている。

市がその植栽管理を「湾岸緩衝他4地区緑地植栽管理業務委託」の中で行っている。本件業務委託契約書にある特記仕様書に、東野緑地帯の落ち葉清掃については2回行うことが明記されている。昨年の分について、自宅近くということもあり注視していたところ、11月の1回のみの実施ではないかと考えていた。

本件業務委託契約については、令和4年度に別の内容での住民監査請求を行った事案について、現在、千葉地方裁判所へ提訴中であり、その関係で支払いに関する資料を改めて調べていたところ、東野緑地帯の落ち葉清掃についての作業日報は1回分しか提出されていなかった。

支払いに必要な、履行確認の検査の際、十分チェックされていないということである。

よって、「委託契約の履行を適正に管理することを怠り、検査調書を不適正に作成し、不当な公金支出を命令した事実を改めること」を市長に勧告することを請求する。

なお、落ち葉清掃の不履行による不法な支出額については、単価と数量による計算により算出されているものではなく、いくつかの箇所を併せ、一式として算出した金額（142,725円）であり、その一部の契約不履行ということになれば、一式全体（142,725円）が不履行に当たると考えられる。もしくは、間違った検査調書により支払った金額（令和5年4月14日支払額：16,390,000円）の全額が不法な支出になるという考え方もできる。

2 事実の確認

本件監査に係る事実関係について、監査対象部局の説明を求めるなど確認した結果は、次のとおりである。

(1) 本件業務委託における緩衝緑地東野地区の落ち葉清掃の仕様内容について

湾岸緩衝他4地区緑地植栽管理業務委託における「東野地区の落ち葉清掃」については、落葉樹等の落ち葉の回収を契約期間内で2回実施するものである。また、作業時期については、落葉樹が葉を落とし始める晩秋から葉を落としきる冬にかけて実施されるものである。

(2) 本件業務委託における、緩衝緑地東野地区の落ち葉清掃業務の履行状況について

請求人が、緩衝緑地東野地区の落ち葉清掃（一式：2回）において、11月の1回しか履行されていないと主張していることについて、実際に緩衝緑地東野地区の落ち葉清掃が履行されているのかを確認した。

対象部局によれば、緩衝緑地東野地区の落ち葉清掃業務の履行状況は、作業日報に落ち葉清掃と記載されている、令和4年11月16日、17日のほか、令和5年2月18日、20日に実施されており、作業日報には落ち葉清掃の記載はないが、令和5年2月の作業は中木剪定と同時に実施したとのことであった。

(3) 本件業務委託において、令和5年2月24日に「合格」とした検査の緩衝緑地東野地区の落ち葉清掃業務の履行確認方法について

緩衝緑地東野地区の落ち葉清掃の2回目の実施は、2月18日、20日に実施したとのことであるが、提出された2月18日、20日の委託作業日報に緩衝緑地東野地区の落ち葉清掃についての記載はなかった。

湾岸緩衝他4地区緑地植栽管理業務委託については、湾岸緩衝緑地6地区12緑地、今川地区3緑地、入船地区2緑地、美浜地区2緑地および弁天地区1緑地、合計20緑地の植栽管理業務を行っていることから、全ての地区の作業について受託業者立会いによる履行確認を行うことは難しいとのことであった。

履行確認は、主に人が通行する緑地は通行人への影響などを確認するため、受託業者立会いのもと現地を確認するよう努めているが、緩衝緑地東野地区については、人が通行することを目的とした緑地ではないことから、立会いは行っていないものの、街路樹パトロールや業務記録写真等により確認を行っているとのことであった。

令和5年2月24日の検査においては、委託完了通知書、実施工程表、出来形数量報告書、委託記録日誌報告書（委託作業日報）及び記録写真報告書として提出された報告書類等の確認を行い、「合格」としたもので緩衝緑地東野地区の落ち葉清掃（2回目）については同日行った中木剪定の記録写真等により確認したとのことであった。

第6 監査の結果

1 主文

本請求には理由がないと判断し、棄却とする。

2 理由

請求人は、緩衝緑地東野地区において落ち葉清掃（一式：2回）が、11月の1回しか履行されておらず、1回分不履行であるにもかかわらず、「合格」とする検査調書を作成したことは、浦安市契約事務規則第35条3項の規定に違反しており違法であると主張している。

担当部局によれば、緩衝緑地東野地区の落ち葉清掃業務の履行状況は、令和4年11月16日、17日の作業のほか、令和5年2月18日、20日に中木剪定と同時に実施しているとのことであった。

給付における検査において提出された委託作業日報には請求人が主張しているように、緩衝緑地東野地区の「落ち葉清掃」については、令和4年11月16日、17日の作業日報のみに、「東野緑地帯の落ち葉清掃」の記載があり、令和5年2月18日、20日の委託作業日報には「東野緑地帯の落ち葉清掃」の記載はなかった。

しかしながら、担当部局が2月に中木剪定と同時に実施しているという、作業報告写真により、東野緑地帯の地面の状況は作業前の写真と作業後の状況を確認することができる。

緩衝緑地東野地区については、委託作業日報に「東野緑地帯の落ち葉清掃」の記載漏れがあったが、街路樹パトロールや業務記録写真等により都度確認を行い、令和5年2月24日に提出された報告書類(委託完了通知書、実施工程表、出来形数量報告書、委託記録日誌報告書及び記録写真報告書)の検収を行い、2月18日、20日の中木剪定に係る記録写真により「合格」としたことは、「緩衝緑地東野地区の落ち葉清掃は11月の1回のみで、1回分不履行であるにもかかわらず、「合格」とする検査調書を作成したことは、浦安市契約事務規則第35条3項の規定に違反しており違法である」という請求人の主張にはあたらない。

よって、本件業務委託契約における公金の支出は不当な支出であるとは認められないと判断した。